

第7 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜

1 応募資格

第1・**1**・(1)の応募資格を有する者で、次の条件を満たす者とする。

(1) 海外帰国生徒等の場合

原則として、外国に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和4年4月1日現在、帰国後3年以内で保護者とともに三重県内に居住している者。ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、三重県内に志願者と同居することが確実な者であれば応募を認める。

なお、令和4年2月25日以降に帰国して、保護者とともに三重県内に居住する者については、令和4年7月29日まで出願ができるものとする。

(2) 外国人生徒等の場合

保護者とともに三重県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内の者（ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和4年4月1日現在で6年を経過していない場合をいう。）

2 提出書類

- (1) 入学願書（様式1）、収入証紙納付書（様式2）、受検票（様式3）及び調査書（様式4）
本県所定の調査書（様式4）の記載が無理な場合は、外国における最終学校の成績証明書、もしくは、これに代わるもので代替することができる。
- (2) 応募資格を証明する書類
 - ・ 海外帰国生徒等 ---- 海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
 - ・ 外国人生徒等 ---- 外国籍を有することを証明する書類及び入国後の在日期間が6年以内であることを証明する書類
- (3) 海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書（様式16）
- (4) その他志願先高等学校長が必要とする書類
- (5) 前期選抜に志願する者は、上記の書類に加えて次の書類を提出する。
 - ・ 自己推薦書（様式17）
 - ・ 前期選抜入学確約書（様式22）

3 募集人数

海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の募集人数は、入学定員の枠内とし、各高等学校とも海外帰国生徒・外国人生徒等を合わせて、原則として前期選抜、後期選抜それぞれ3人以内とする。ただし、飯野高等学校（英語コミュニケーション科）については原則として前期選抜、後期選抜それぞれ原則として7人以内とし、みえ夢学園高等学校（総合学科（午前の部）、総合学科（午後の部））については原則として前期選抜、後期選抜それぞれ原則として5人以内とし、前期選抜又は後期選抜のみを実施している高等学校については原則として6人以内とする。

海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の募集人数に満たない場合は、一般入学者で募集人数を満たすことができる。

4 前期選抜

(1) 応募資格

第2・**1**・(2)の応募資格を有する者とする。

(2) 志願できる高等学校、学科・コース

- ・ 桑名北高等学校（普通科）
- ・ いなべ総合学園高等学校（総合学科）
- ・ 四日市四郷高等学校（普通科、普通科・スポーツ科学コース）
- ・ 川越高等学校（国際文理科）
- ・ 飯野高等学校（英語コミュニケーション科）
- ・ 稲生高等学校（普通科、体育科）
- ・ 津西高等学校（国際科学科）
- ・ 津東高等学校（普通科）
- ・ 久居高等学校（普通科）
- ・ あけぼの学園高等学校（総合学科）
- ・ 名張高等学校（総合学科）
- ・ 名張青峰高等学校（普通科、普通科・文理探究コース）
- ・ 松阪商業高等学校（国際ビジネス科）
- ・ 飯南高等学校（総合学科）
- ・ 昂学園高等学校（総合学科）
- ・ 宇治山田商業高等学校（国際科）
- ・ 鳥羽高等学校（総合学科）
- ・ 尾鷲高等学校（普通科、普通科・プログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科）
- ・ 木本高等学校（総合学科）
- ・ 紀南高等学校（普通科）
- ・ 北星高等学校（普通科（昼間部）、情報ビジネス科（昼間部））
- ・ みえ夢学園高等学校（総合学科（午前の部）、総合学科（午後の部））

(3) 実施方法

「第2 前期選抜」に基づいて実施する。

(4) 提出書類

「**2** 提出書類」に定めるものに、次の書類を添えて提出する。

- ・ 自己推薦書（様式17）
- ・ 前期選抜入学確約書（様式22）

(5) 選抜方法

第2・**4**によるが、海外帰国生徒・外国人生徒等の事情を十分配慮したうえで決定する。

(6) 合格内定者の決定

合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。

(7) 合格内定とならなかった者の後期選抜への応募

第2・**8**によるが、後期選抜における海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜に出願することもできる。

5 後期選抜

(1) 応募資格

第3・**1**・(2)の応募資格を有する者とする。

(2) 志願できる高等学校、学科・コース

- ・ 桑名北高等学校（普通科）
- ・ 四日市四郷高等学校（普通科）
- ・ 飯野高等学校（英語コミュニケーション科）
- ・ 津西高等学校（普通科、国際科学科）
- ・ 久居高等学校（普通科）
- ・ 名張高等学校（総合学科）
- ・ 名張青峰高等学校（普通科、普通科・文理探究コース）
- ・ 松阪商業高等学校（国際ビジネス科）
- ・ 宇治山田商業高等学校（国際科）
- ・ 尾鷲高等学校（普通科、普通科・プログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科）
- ・ 木本高等学校（総合学科）
- ・ 北星高等学校（普通科（昼間部）、情報ビジネス科（昼間部））
- ・ みえ夢学園高等学校（総合学科（午前の部）、総合学科（午後の部））
- ・ いなべ総合学園高等学校（総合学科）
- ・ 川越高等学校（国際文理科）
- ・ 稲生高等学校（普通科、体育科）
- ・ 津東高等学校（普通科）
- ・ あけぼの学園高等学校（総合学科）
- ・ 飯南高等学校（総合学科）
- ・ 鳥羽高等学校（総合学科）
- ・ 紀南高等学校（普通科）

(3) 入学願書等の受付期間、受付時間及び検査実施日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

志願対象者	受付期間及び受付時間		検査実施日
海外帰国生徒・ 外国人生徒等	全日制	2月21日（月）から2月25日（金）まで 9時から16時まで（締切日は12時まで）	3月9日（水）
	昼間 定時制	2月21日（月）から2月24日（木）まで 13時から20時まで（締切日は17時まで）	
令和4年2月25日 以降に帰国した海外 帰国生徒等	2月28日（月）から7月29日（金）まで 9時から16時まで（締切日は12時まで）		各高等学校が指定 する日

※ 「各高等学校が指定する日」は、当該学年の進級認定に必要な出席日数を満たすことが可能な日までとする。

(4) 志願変更

後期選抜において入学願書等受付締切後、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜（以下、特別枠選抜という）から特別枠以外の選抜への志願変更又は特別枠以外の選抜から特別枠選抜への志願変更を希望する者は、志願変更受付期間内において、1回に限り変更することができる。

ア 変更手続（志願した高等学校又は課程、学科・コース内において、志願変更する場合）

(ア) 志願変更しようとする者は、出身中学校等の校長に申し出る。

(イ) 志願変更の申し出を受けた出身中学校等の校長は、次の変更手続を行う。なお、手続には、入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式25）の提示を必要とする。

既に中学校等を卒業した志願者については、原則として本人が手続を行う。また、県外からの志願者については、原則として保護者が手続を行う。

a 特別枠選抜から特別枠以外の選抜への志願変更の場合

出身中学校等の校長は、出願した高等学校長に志願変更を申し出た者の海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更願（様式8-2）を提出し、提出してある海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書（様式16）と応募資格を証明する書類の返却及び海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更許可書（様式9-2）の交付を受ける。

b 特別枠以外の選抜から特別枠選抜への志願変更の場合

出身中学校等の校長は、出願した高等学校長に志願変更を申し出た者の海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更願（様式8-2）、海外帰国生徒・外国

人生徒等特別枠適用申請書（様式16）及び応募資格を証明する書類を提出し、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更許可書（様式9-2）の交付を受ける。

（備考） 志願高等学校又は課程、学科・コースを変更する場合は、第3・1・(4)・アにより、手続を行う。

イ 志願変更の受付期間及び受付時間

区分	受付期間	受付時間
全日制	3月2日(水)から3月4日(金)まで	9時から16時まで (締切日は9時から12時までとする。)
定時制	3月2日(水)から3月3日(木)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(5) 検査内容等

作文と面接

なお、各高等学校長の判断により学力検査を課すことができる。（別表7参照）

また、作文と面接の使用言語については、母語（または英語）又は日本語により実施できることとし、各高等学校長が定めるものとする。

(6) 検査会場 志願先高等学校

(7) 選抜方法

出身中学校等から送付された調査書（様式4）、選抜のための学力検査の成績及び面接・作文の結果等を資料とし、自校の教育を受ける能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行い、合格者を決定する。

(8) 合格者の決定

合格者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。